

ペナルティポイント制度について

ペナルティポイント制度は、会議室の適正な利用を図る観点から、会議室の直前の利用取消しなど、交流センターの施設利用に関し、不適切な行為をした場合に付加されるもので、不適切行為が発覚した日（会議室の予約取消しの場合は、利用予定日）から起算して過去2年以内のペナルティポイントの累計が所定の点数以上になった場合に、一定の期間施設の利用を停止し、又は登録団体としての承認を取消す制度です。

【不適切行為の種別と付加点数】

不適切行為の種別とその行為に係る点数（ペナルティポイント）は、表1のとおりです。

【施設の利用停止】

ペナルティポイントの累計が15点以上となったときは、表2左欄の点数の区分に応じて、右欄の期間（1ヶ月～1年）、施設の利用を停止します。

【団体登録の承認取消し】

ペナルティポイントの累計が35点以上となったときは、登録団体として承認を取消します。

登録の取消しを受けた団体は、取消しを受けた日から起算して2年間は、再登録の申請をすることができません。

【利用停止期間中の行為】

利用停止期間中は、次の行為を除き、会議室の予約及び利用、印刷機の使用等一切の行為をすることができません。

- ① 団体の登録内容変更の届出（代表者の変更・規約の変更等）
- ② 団体登録の更新申請
- ③ ロッカー・棚の年度当初の利用申込み（利用停止期間が4月1日から起算して3ヶ月以上ある場合は不可）
- ④ ロッカー・棚の荷物の出し入れ

【累計点数の通知等】

利用停止又は登録取消しになったときは、代表者の方へ累計点数や利用停止期間等を通知します。

【点数加算の免除】

自然災害（地震・台風・積雪など）や交通機関の運休などで、明らかに来館が困難であると判断でき、かつ事前に予約取消しの届出がある場合又は点数を加算することが不相当と認められる場合には、点数の加算を免除することがあります。

表1

不適切行為の種別		点数
右記の期日までに事前の届出を行い会議室の利用を取り消したとき（予約申込期間中に取り消したときを除く。）。	1ヶ月前まで	2
	10日前まで	3
	5日前まで	4
	前日まで	5
事前に届出をすることなく会議室を利用しなかったとき（当日に利用を取り消したときを含む。）。	利用日が月曜日から金曜日（祝日を除く。）で利用区分が午前又は午後	7
	上記以外の全利用区分	8
コピー機、印刷機の使用目的に反して使用したとき。		10
故意に登録内容の変更の届出を怠ったとき。		15
会議室を登録団体としての活動目的以外の活動に利用したとき。会議室を他の登録団体に転貸したとき。		20
会議室を登録団体以外の者に転貸したとき。交流センター内で営利活動を行ったと認められるとき。		25
虚偽の申請をしたとき（登録要件に関することを除く。）。		30
登録要件に関して虚偽の申請をしたとき。		35

※1 午後5時以降に会議室の予約を取り消したときは、翌日に取り消したものとみなします。

※2 日数の計算には、休場日を含みます。

表2

累計点数	利用停止期間
30点以上 35点未満	左記点数に至った日の属する月の翌月の1日から1年
25点以上 30点未満	左記点数に至った日の属する月の翌月の1日から6ヶ月
20点以上 25点未満	左記点数に至った日の属する月の翌月の1日から3ヶ月
15点以上 20点未満	左記点数に至った日の属する月の翌月の1日から1ヶ月

※ 会議室の利用日が利用停止期間中の利用承認書は無効とします。